

中津市監査委員告示第 17 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年11月22日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒賀 愼太郎

監査の名称:令和4年度 定期監査

課 名:税務課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)収入事務について ① 4/1・5/9・6/11付で調定決議伝票を起票すべき特別徴収年金分等の市民税において、6月分の異動分と合算し、6月末付で調定変更伝票として処理していたものが見受けられた。市民税係・収納課・庶務係の調定決議伝票の連携処理体制の見直しを早急に行い、地方自治法等に基づいた適正な収入事務を行われたい。	今回の指摘を受けて、「額の確定」 「額の確定」 を受けて、「額の確定」 の指摘を受けて、「額のでは関して、でに関して、関して、関して、関して、関して、関して、関連携見でのといる。 を行い、る事務のは、調定区分をのでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででも、のででは、のでは、のででは、ので	
② 市民税・軽自動車税において、納税 通知書送付の決裁はあるが、調定額の 決定の決裁を行っていなかった。 地方自治法施行令第154条第1項に基 づく調査が終了後、額の決定の決裁を 行い、決裁日をもって決定日とし、調 定決議伝票を起票し納税通知書を送付 する等、適正な収入事務を行われた い。	今後は、地方自治法施行令第154条 第1項に基づく調査が終了後、通知書 発送の際に「額を決定し、通知してよ いか伺います」の決裁伺を行い、その 決裁日をもって調定日とするよう、職 員へ周知徹底を行い、適正な事務処理 に努めます。	

監査の名称:令和4年度 定期監査

課 名:情報推進課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
(1) 契約事務について ① ネットワーク設定変更委託業務において契約の類型を検討すべきものがあった。 契約を準委任契約として締結しているが、準委任契約では契約の目的物が、その種類・品質・数量に関して、契約の内容に適合しない場合にとができが、できる計負契約不適合責任を問うことができないため、責任を問うことができないため、責任を問うことができる計りを求める。	令和3年4月1日及び令和3年6月30日に契約したネットワーク設定大変を表記につきましては、委託業者につきましており準委任契約を締結してとおりました。 規定上、ご指摘しておりました。 規定上、ご指摘しておりました。 その後、令和4年1月13日、令1日の後、令1日及び令記定変更委託につきまして対りまった。 4年8月30日及び令記変更委託につきましてのネットは、協議のようによります。 今後も引き続き請負契約として契約結合であります。	
② 情報システム関連の契約において契約金額の適正性を検討すべきものがあった。 情報システムの運用・保守等においては多くは特命随意契約 (11者随契)であり、競争入札のような価格の競争性が働かないため落札率が高止まり検討し契約金額の適正性の確保を図るとともに、国の進めるシステム関連経費節減の検討を求める。	情報システムの構築や保守業務につきましては、既設設備の有効利用特別を選出したのでで、より低コストとなるといいのではます。 専門性の高さから業者任せにならします。 専門性の高さかけとの情報共有を開発したり行い、システムの削減、ベンシストや運用コストの削減、いきたいます。	

監査の名称:令和4年度 定期監査

課 名:保険年金課

課	名:保険年金課		
	指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
(1) ①	支出事務について 報酬の支払いを現金払いで行っている。 公金の取扱い等にかかる指針では 「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」と示されている。口座払いへの移行を求める。	今回のご指摘を受けて、今後の報酬 の支払いは「公金の取扱い等にかかる 指針」に基づき、個人口座への振込み とするよう事務改善を行います。	
2	請求書の原本が無いものが見受けられた。 これは文書の保存、管理事務に重大な過失があるものと推測されるため、 今後は厳正な文書管理に努められたい。	ご指摘頂きました2件の還付金につきましては、請求書原本を紛失していたため、文書取扱課長(総務課長)へ報告を致しました。 また、本事案を課員全員で共有するとともに、文書管理の不備や文書紛失は事務処理上、重大な過失であることを周知徹底し、今後は厳正な文書管理に努めます。	
(2) ①	その他 「はり、きゅう、あん摩マッサージ 施術料助成金支給兼口座登録申請書」 の中津市審査欄内の審査結果が未記入 の申請書が見受けられた。審査結果ま で確実に記入するよう求める。	ご指摘の点につきましては、確認が不足していました。 今後は審査結果の記入漏れ等が無いよう注意を払い、適正な事務処理に努めます。	
2	「はり、きゅう、あん摩マッサージ施術利用明細書兼助成金振込決定通知書」の通知日に誤りがあった。 文書起案日を通知日としている。今後は意思決定の決裁終了後となる決裁日以降を通知日とすることを求める。	ご指摘の点につきましては、いずれも確認が不足していました。 今後は起案日・決裁日・処理日・通知日等の時系列の確認を怠らず、また、記入漏れ等が無いよう注意を払い適正な事務処理に努めます。	